時事新報

明治廿七年十二月廿六日水曜日
舊曆甲午十一月三十日（壬、寅）
日出午前六時五十一分 日入午後四時三十三分 月出午前六時十三分 月入午後三時二十七分 滿潮午前四時三十六分 午後五時零分
（西曆一千八百九十四年）
年始より三百六十日 年末まで五日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號 貳錢五厘〇一箇月 前金五十錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

●前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋 一箇月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一箇月 金六拾五錢
五 露領浦鹽斯德、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を揭ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

軍事費の始末と官有鐵道拂下

前號にも述べたる如く假令ひ戰後に償金を得るとしても之を以て軍事公債の償還に充つるが如きは通貨膨脹の患を招く所以にして國家經濟の不利益なれば軍事費の始末に就ては成る可く增稅の方法を取り國內の通貨を痛く收縮せしめて用を辨ぜざる可らず右に付き我輩は增稅の外に公債償還資金としても又今後の軍事費としても好都合なる財源なりと認むるものあり即ち官有鐵道の拂下是れなり此事に就ては當春既に民間有力者の發起もありたる所にして單に運輸上の便否を察するも之を民有に移すは時勢に順應の處置のみならず其拂下代價は今回の如き軍費に使用して最も恰當のものと云ふ可し蓋し軍費の大部分は國內に流通するものなれば民間より吸收したる金を以て又民間に散ずるは猶ほ公債を國內に募ると等しく今日の經濟に適當せるは辯を俟たず本來を云へば官有鐵道は政府の大なる財産なるが故に軍國の緩急等特に多費を要する場合に際しては其不必要なる財産を賣拂ひ而して猶ほ事足らざるに及んで始めて公債を募るみそ順序なれば若しも民間有志者の願意を容れて讓渡しと一決したらば其代金は今頃軍資となりて大に好都合なる可かりしに間もなく日清の事起るや人心は唯戰爭の一方に奪はれて彼の拂受の計畫も世間の注意を惹くに足らず空しく一時休止の姿となりて政府は取敢へず公債募集を布令するみと〻なりしが當時の計算によれば既設線路の代價概算三千六百萬圓にして恰も軍事公債の第一回募集額三千萬圓の上に六百萬圓を加へたるものなり之を事の初めに於て早く既に國庫の中に在りたるものとすれば第一回の公債募集を要せず又若し事の後に於て拂渡すものとすれば彼の募集額を償還して餘りある可し然るに其後も官有鐵道を顧みずして引續き第二回の募集となりたるは蓋し政府が未だ鐵道拂渡の可否に付き熟議せざるが故ならんと雖も本問題は必ずしも千思萬考を費やす可きにあらず利害は自から明白にして唯代價の當否を精算すれば即ち足る可き上に時恰も軍費を要するの最中なれば代金の用途に就て別に爭議を生ずるみともなかる可し我輩は現に募集しつ〻ある公債五千萬圓の外に今後更に第三回に着手するみともあらば其際斷然趣向を改め官有鐵道の拂渡を公告するみそ得策なれと信ずる者なり殊に公債應募の人氣も每回次第に減却するは免る可らざるの數にして隨て最低額九十五圓も或は變じて九十圓となり猶は其以下に降るみともなしとも云ふ可らず追々價格の下落するときは五朱利付も實際は六朱以上のものとなる可くして遂には公債條例の規定せる範圍の外に逸出するみと〻ならん之に反して鐵道の拂渡とあれば人氣も亦みら〻に新にして必らずや購買者の乏きを憂へざる可し萬一みの運びにも至るみと能はざらんか我輩は公債償還の一財源として猶は當局者の決斷を促す者なり兎も角も軍事費の始末に就て看過す可らざるの財源を知る可し

雜報

○戰地死亡者

在戰地陸軍々人戰死及び病死者等左の如し

十月五日朝鮮國平壤兵站病院に於て病死 [illegible]郡穴咲村 陸軍步兵一等卒 富田伊勢吉
同十七日同斷 [illegible]郡西条村 陸軍砲兵二等卒 松定[illegible]太郎
同十八日同國義州兵站病院に於て病死 [illegible] 陸軍步兵上等兵 七條龍太郎
同十九日同國平壤兵站病院に於て病死 [illegible]郡本庄村 陸軍步兵一等卒 月坂周一郎
同二十二日同斷 岡山縣下道郡[illegible]田村 岡村初七
同二十四日同國義州[illegible]病院に於て病死 [illegible] 陸軍步兵二等卒 井上[illegible]之進
同二十五日同國平壤兵站病院に於て病死 廣島縣深津郡上岩成村 陸軍步兵上等兵 臨井九一郎
同二十六日同斷 愛媛縣北宇和郡宇和島町 陸軍步兵一等卒 門田文吉
同二十七日同國平壤兵站病院に於て負傷に因り死亡 山口縣玖珂郡愛宕村 陸軍步兵少尉 杣安雄
同日同國平壤兵站病院に於て病死 山口縣熊毛郡田布施村 陸軍步兵上等兵 大下眞助
同二十八日同斷 高知縣安藝郡奈半利村 陸軍步兵二等卒 大田熊太郎
同三十日同斷 廣島縣三次郡作木村 宮村晉市
十一月一日同斷 高知縣吾川郡名野川村 陸軍步兵一等卒 鎌倉勝三郎
同日同國義州兵站病院に於て病死 岡山縣小田郡美川村 陸軍步兵二等卒 片山金藏
同二日同國平壤兵站病院に於て病死 山口縣阿武郡小川村 陸軍輜重輸卒 伊東和三郎
同三日同斷 廣島縣安藝郡江田嶋村 陸軍步兵一等卒 新田熊太郎
同七日同國阿串館患者宿泊所に於て病死 德島縣勝浦郡多賀眞村 陸軍步兵一等卒 佐々田英之助
同十日同國耳湖浦に於て病死 鳥取縣仁多郡鳥上村 陸軍步兵一等卒 野代傳太郎
同日清國九連城に於て敵の地雷に觸れ死亡 德島縣海部郡三岐田村 陸軍工兵二等卒 松本菊太郎
同十二日朝鮮國義州兵站病院に於て病死 島根縣美濃郡二川村 陸軍步兵一等卒 廣瀨龍太郎
同十七日清國滿州鞍尖山の附近に於て戰死 廣島縣沼隈郡今津村 陸軍曹長 麻生浩夫
同十八日同國安東縣舍營病院に於て病死 岡山縣都宇郡庄村 陸軍步兵一等卒 坪井眞四郎
同十九日朝鮮國義州兵站病院に於て病死 廣島縣沼隈郡熊野村 陸軍步兵一等卒 佐藤藤右衛門
同日同國平壤兵站病院に於て病死 同縣川上郡松原村 陸軍步兵二等卒 柳井岩吉
同日清國盛京省除家屯に於て病死 岡山縣賀陽郡尾佐加部村 陸軍步兵二等卒 宮平卯三郎
同二十一日同國旅順口砲臺攻擊の際戰死 福岡縣三瀦郡大溝村 陸軍步兵一等卒 平尾源作
同縣三池郡三池町 中山長一郎
同日同國旅順口水師營南溝野病院に於て負傷に因りて死亡 同縣山門郡瀨高村 陸軍步兵二等卒 高口龜次郎
同日朝鮮國義州兵站病院に於て病死 佐賀縣藤津郡北鹿島村 陸軍步兵上等兵 宮崎吉三郎
同日同國耳湖浦に於て病死 愛媛縣喜多郡粟村 陸軍工兵二等卒 渡邊勇吉
同二十二日清國盛京省柳樹屯患者集合所に於て負傷に因りて病死 東京市京橋區木挽町一丁目 陸軍看病人 堀倹吉
同日朝鮮國義州兵站病院に於て病死 山口縣豐浦郡栗野村 陸軍步兵一等卒 福野國松
同日清國柳樹屯患者集合所に於て病死 廣島縣三谿郡神杉村 陸軍步兵一等卒 分亦信太郎
同二十三日同國盛京省西長嶺子に於て銃創に因り病死 福岡縣上妻郡八幡村 陸軍輜重兵二等卒 正木茂次郎
同日同國柳樹屯患者集合所に於て病死 福岡縣鞍手郡[illegible]地村 陸軍輜重輸卒 藤村千太郎
同日朝鮮國義州兵站病院に於て病死 福岡縣三瀦郡大溝村 陸軍輜重輸卒 平尾熊太郎
同日清國花園口兵站病院に於て病死 廣島縣三次郡北上村 長田久吉
同 同縣三谿郡田幸村 陸軍步兵二等卒 石留伊三郎
同 山口縣都濃郡夜市村 青木米三郎 中村小一郎
同二十四日同國水師營第一野戰病院に於て負傷に因りて死亡 香川縣香川郡高松中野村 陸軍砲兵中佐 [illegible]
同二十六日同國皮子窩に於て死亡 福岡縣竹野郡水繩村 陸軍步兵一等卒 二田小三郎
同 長崎縣西彼杵郡高嶋村 金松要松
同二十九日同國旅順口附近二龍山砲臺に於て死亡 山口縣赤間關市竹崎町 陸軍步兵上等兵 肥東常太郎
十二月六日朝鮮國仁川より廣嶋に至る途中全羅道沖に於て病死 熊本縣熊本市上通町 陸軍步兵大尉 可兒市太
同 香川縣高松市鍛冶屋町 陸軍步兵一等卒 矢野勝太郎

○日本軍の進行遲しと云ふ可らず

近着の北京及び天津タイムスに左の記事あり

今回の戰爭に日本軍隊の運動甚だ遲緩なりとて非難する者多けれども今暫らく他の同樣なる戰爭の例を吟味するときは日本軍決して遲緩ならざるの事實を發明す可し即ち千八百六十年英佛同盟の軍隊が北京を攻擊したる時には英國の軍隊は先づ大連灣に上陸し同所に數週間休息したる後八月一日より四日に至るまでの間に抵抗を受けずして北塘及び其附近に上陸したり又佛軍の軍隊は先づ芝罘に集まり夫より同じく北塘に上陸したり八月十一日同盟軍の二千人は新河の方面に進んで偵察を行ひ小競合の後北塘に退却せり翌十二日全軍進行を始めて新河を占領せり十三日塘沽を占領し又太沽の砲壘をも陷れたり但し太沽砲壘の中、眞に抵抗を試みたるものは唯一の北壘のみなり同盟軍は三十一日に太沽を出發し四日の後始めて天津に到着せり九月六日北京に向て進軍を始め十八
あり三千五百の同盟軍は三
月五日一萬の軍隊北京に向
たり此際に外交談判始まり
一時中止し十二日の午後
京に入りたり十九日圓明園
歸りたり此役に同盟軍の進
圓明園に至る迄の距離）は
したる大軍にもあらざる同
を費したり而して進軍の遲
の都合を計りたるが爲めに
通常の困難に妨げられたる
ば此度び日本の軍隊が天然
逆ふて釜山より牛莊の近傍
に同盟軍に優れるみと喋々
縣大將配下の一部は船便に
違なしと雖も其大部分は釜
なり又日本軍は其糧食を
便ありたれども其代りに一
るは朝鮮よりも遙に富裕な
必要品をば殆んど殘らず土
の便利を有したり

○大連灣定期航

大連灣は我が占領地の中な
最中なれば此戰地の一港に
頗る危險の廣なしとせず尋
益を目的とする海運營業會
を航行せしむべくもあらず
くべしとの依賴ありたりと
さる〻に非ざれば之に應ず
斯の危險を侵し且つ多少の
を開かんとする郵船會社の
して措く能はざる所なり左
て各運送業者に通知するや
營業者に知らしめ貨物積出
からず運賃の照會をも爲し
に此の航海を許さずその再
する能はずして失望するも
損失を歎つもあり何とかし
昨今は寄々運動の用意中な
には兵站より糧々供給して
れども茲に注意すべきは軍
して此の人夫の需用品は衣
る所とし其頭分とも云ふべ
る定めなれども是等の人夫
ならねば纔め多數の人夫
て之を携帶せるに非ず左れ
於て給金を受取り之を以て
に商人の在るに非ざれば空
を得る能はず其困苦見るに
けたらんには戰地に充分の
須欠く可からざる人夫に困
べしと云へり

○北京外國公使館の護

伊太利西班牙の海軍水兵合
が天津より派遣されし時は
夜は露營したれども器具食
糧難澁したる由支那ガゼット